

兵庫県公報

令和6年8月1日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 知事の職務を代理する順序に関する規則を廃止する規則（人事課）	1
○ 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（障害福祉課）	1
訓 令	
○ 副知事の担当事務に関する規程を廃止する訓令（人事課）	1

公布された法令のあらまし

◎知事の職務を代理する順序に関する規則を廃止する規則（規則第29号）

片山副知事の退職により、副知事が1人になることに伴い、知事の職務を代理する順序に関する規則を廃止することとした。

◎兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（規則第30号）

兵庫県心身障害者扶養共済制度の加入者の負担軽減を図るため、掛金の納付方法に口座振替の方法を追加することとした。

規 則

知事の職務を代理する順序に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年8月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第29号

知事の職務を代理する順序に関する規則を廃止する規則

知事の職務を代理する順序に関する規則（平成13年兵庫県規則第93号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。



兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第30号

兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年兵庫県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中「納入通知書」の右に「又は口座振替の方法」を加える。

附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。

訓 令

兵庫県訓令第7号

本 庁

地 方 機 関

副知事の担当事務に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和6年8月1日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

副知事の担当事務に関する規程を廃止する訓令

副知事の担当事務に関する規程（令和3年兵庫県訓令第8号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和6年8月1日から施行する。